

岩手県告示第35号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、公共測量を実施する旨東北地方整備局岩手河川国道事務所長から次のとおり通知があった。

令和2年1月28日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 公共測量を実施する地域 胆沢郡金ヶ崎町三ヶ尻及び北上市相去町地内
- 2 公共測量を実施する期間 令和元年8月20日から令和2年3月24日まで
- 3 実施する公共測量の種類 基準点測量